

記入例

# 重機・資材・緊急対応関係様式集

- ・ 様式 第9号の1 確約書兼誓約書
- ・ 様式 第9号の2 災害時等対応重機及び運転者調書
- ・ 様式 第9号の3 災害時対応仮設資材調書
- ・ 様式 第9号の4 災害時等緊急対応実績（申請・認定）書

記入例

確約書兼誓約書

令和 8年 1月 15日

和歌山県知事 様

申請者 主たる営業所の所在地 和歌山市小松原通 1-1  
商号又は名称 (株) 技術調査課  
代表者役職・氏名 代表取締役 和歌山 一郎  
許可番号  
大臣・知事コード 許 可 番 号  
3 0 第 6 2 0 5 1 5 号

別添のとおり、応急対策に必要な

災害時等対応重機 (注)

(以下：「対応重機」という)

災害時対応仮設資材 (注)

(以下：「対応資材」という)

について調書を提出し、下記事項について確約及び誓約いたします。

(注：必ず提出する調書の該当項目の口を塗り潰すこと)

記

1. 貴県からの災害時における応急対策の要請に協力することを確約します。
2. 貴県が実施する対応重機・対応資材の確認に関する現地調査に協力することを確約します。
3. 調書の内容については、事実と相違ありません。
4. この確約及び誓約が虚偽であり、又はこの確約及び誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

様式 第9号の2

災害時等対応重機及び運転者調査書

記入例

申請者の許可番号 30-620515 作成年月日 令和 8年 1月 15日

申請者の商号又は名称 (株) 技術調査課

重機保管基地 (所在地) 和歌山市●●丁123-4

記載漏れにご注意ください。

重機に関する事項										運転者に関する事項			
重機「規格」	区別番号	駆動形式 機械種別	車両番号 (定期自主検査標章)	メーカー名	型式	車台番号	有効期限 満了日	規格	備考	運転者氏名 生年月日	公道走行に 必要な運転免許	操作するのに 必要な資格	建設機械 施工管理技士
バックホウ 「山積0.11m <sup>3</sup> (旧JIS0.10m <sup>3</sup> )以上」 又は トラクターショベル 「クローラ：平積0.40m <sup>3</sup> 以上」 「ホイール：山積0.34m <sup>3</sup> 以上」	1	クローラ バックホウ	特自検 (商標0101234)	コマツ	PC120-6	1W001234	R8. 10. 1	(バケット容量) 0.5 m <sup>3</sup>	11.70 (9.2) t	和歌山 太郎 S25. 4. 6	大型免許	技能講習	2級 (第2種)
	2	クローラ バックホウ	特自検 (商標0202345)	日立建機	ZX35U-3	2W002345	R8. 11. 15	(バケット容量) 0.11 m <sup>3</sup>	3.61 (2.82) t リース期間R6. 5. 1~R11. 4. 30	和歌山 次郎 S40. 8. 12	中型免許	技能講習 特別教育	
	3	ホイール トラクターショベル	和歌山00 ぎ 3456	クボタ	R530	3W003456	R9. 2. 2	(バケット容量) 0.5 m <sup>3</sup>	小型3.95 (2.95) t	県土 三郎 S40. 6. 28	大型免許 小型特殊免許	特別教育	2級 (第1種)
	4							(バケット容量) m <sup>3</sup>					
ダンプトラック 「積載重量 (2t積み) 以上」  (回送にも使用する場合は 備考欄に回送と記入すること)	I		和歌山100 じ 4567	日産UD	KL-CW48A	4W004567	R9. 1. 30	積載重量 9.95 t	※海草車両として使用する場合は「回送」と記載	県土 四郎 S62. 7. 1	大型免許		
	II		和歌山400 ざ 5678	三菱	KK-FH21GC	5W005678	R8. 7. 5	積載重量 3.95 t		技調 五郎 H8. 5. 5	中型免許		
	III							積載重量 t		技調 六子 S56. 8. 16			
	IV							積載重量 t					
	V							積載重量 t					
	VI							積載重量 t					
	VII							積載重量 t					
回送車両 (回送可能な車両を1台記入) ※ダンプトラックI~VIIのうち、回送用に使うものがある場合、この欄は記載不要です。	①		和歌山100 ば 7891	三菱	KC-FN825K	FN825K-00000	R9. 1. 5	積載重量 12.5 t		技調 七美 H10. 10. 10	大型免許		

車両の回送を委託している場合は、委託先回送業者の事業許可番号(「近運自貨123号」等)を記載してください。

## 【記載要領】

審査基準日時点で**県内に配備**している**自社所有**の災害時等対応重機（バックホウ、トラクターショベル【ショベルローダー】、ダンプトラック、回送車両）について記入する。

### 「重機に関する事項」について

- |   |         |   |   |
|---|---------|---|---|
| 1 | 重機保管基地  | … | 対応重機の主な保管基地に係る所在地を記入する。   |
| 2 | 車両番号    | … | (1) 車検を受けている重機 → 車検番号<br>(2) 車検を受けていない重機 → 定期（特定）自主検査標準番号   |
| 3 | 有効期限満了日 | … | (1) 車検を受けている重機 → 車検満了日<br>(2) 車検を受けていない重機 → 次回定期（特定）自主検査日前日   |
| 4 | 備考      | … | (1) バックホウ → 機械（機体）重量<br>(2) トラクターショベル → 機体重量<br>(3) ショベルローダー → 最大荷重<br>(4) 回送車両（委託の場合） → 委託先回送業者の事業許可番号 |

※ 注）・各重機とも、リースの場合はリース期間を併記する。

・トラクターショベル及びショベルローダーがホイール式で公道走行可能な場合、大型・小型特殊自動車の別を併記する。

### 「運転者に関する事項」について

対応重機に係る運転者の氏名、生年月日を記入し、免許・資格等の欄は、それぞれの対応重機の運転に必要な資格の有無について、以下により該当するものを記載すること。（ブルダウから選択可能。）

- バックホウの運転者は、申請するバックホウを運転できる有資格者〔労働安全衛生法第61条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、建設機械施工技士（2級の場合、第2種の取得者に限る）〕とする。
- トラクターショベル【ショベルローダー】の運転者は、申請するトラクターショベル【ショベルローダー】を運転できる有資格者〔労働安全衛生法第61条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、ショベルローダー等運転技能講習（特別教育）の修了者、建設機械施工技士（2級の場合、第1種の取得者に限る）〕とする。
- トラクターショベル【ショベルローダー】（ホイール式で車検を受けている重機）については、上記2に加え、当該重機を運転するために必要な運転免許の取得者とする。
- 公道走行に必要な運転免許欄の上段は、「普通免許」・「準中型免許」・「中型免許」・「大型免許」のうち、運転者が取得しているもっとも上位の免許を記載する。  
下段は、「大型特殊免許」・「小型特殊免許」のうち、取得している免許を記載する。
- 操作するのに必要な資格欄の上段は、上記1又は2の技能講習を修了している場合、「技能講習」と記載する。  
下段は、上記1又は2の特別教育を修了している場合、「特別教育」と記載する。
- 建設機械施工技士欄は、「1級」・「2級（1種）」・「2級（2種）」のうち、運転者が取得している資格を記載する。
- ダンプトラック及び回送車両の運転者は、申請の自動車を運転するために必要な運転免許の取得者とする。但し、重機の回送を回送業者に委託している場合は、運転者の記入は不要。
- 災害時等対応重機の運転者は1台につき1名を必須とし、他の災害時等対応重機の運転者とは兼務できないものとする。但し、回送車両の運転者は1台に限り他の重機の運転者及びオペレーターを兼務できるものとする。（ダンプトラックが回送車両を兼ねる場合は、兼務できないものとする。）

## 定義等

県内に配備 … 次のいずれかに該当することをいう。

- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に常に配備されている。
- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に隣接する当該振興局管外（他府県を含む）の市町村に常に配備されている。

自社所有 … 自社所有又は1年以上のリース契約（将来的に所有権を得ることを前提としたリース契約に限る）を行っているものをいう。但し、回送車両についてはその限りではない。

※自社所有の自社は、審査基準日時点での入札参加資格申請者名義（法人の場合は自社は、個人事業者の場合は代表者名）に限る。

## 【参考】

小型特殊自動車：特殊自動車で、全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m（ヘッドガードを除く=2.0m）以下で、最高速度15km/h以下の自動車。

大型特殊自動車：特殊自動車で、小型特殊自動車以外の自動車。（道路交通法）

トラクターショベル：土砂などのパルク貨物を積み込んだりする特殊自動車で、一般的に4輪駆動で前輪操舵である重機（車両系建設機械）

ショベルローダー：土砂などのパルク貨物を積み込んだりする特殊自動車で、一般的に二輪駆動で後輪操舵である重機（ショベルローダー）

組合せ例：山積0.11m<sup>3</sup>バックホウ+4tダンプ（回送兼用）で30点（機械重量が積載重量を超えていないか確認すること）、他に山積0.45m<sup>3</sup>バックホウ1台所有で10点、2tダンプ1台所有で5点加算となり、合計で45点となる。（※それぞれに運転者が必要）

災害時対応仮設資材調書

申請者の許可番号	30-620515	作成年月日	令和 8年 1月 15日
申請者の商号又は名称	(株) 技術調査課		

記入例

資材保管基地(所在地)	和歌山市●●丁123-4	←記載漏れ注意！！
-------------	--------------	-----------

仮設資材「規格」	区別番号	規格	本数	長さ:実寸計 (m)	単位質量 (t/m)	規格別重量 (t)	仮設資材別重量 (t)	備考
H形鋼 「高さ300mm以上、幅150mm以上、長さ5m以上」 (3t 以上所有)	1	300×150×6.5×9 L=10m1本、8m2本	1 本	26 m	0.0367 t/m	0.9 t		
	2	300×300×10×5 L=6m1本、7m1本	2 本	13 m	0.093 t/m	1.2 t		
	3	400×400×13×21 L=5.5m2本	2 本	11 m	0.172 t/m	1.8 t		
	4		本	m	t/m	0 t		
	5		本	m	t/m	0 t		
	6		本	m	t/m	0 t		
	7		本	m	t/m	0 t	計	3.9 t
鋼矢板 「II型以上で、長さ6m以上」 (8t 以上所有)	I	II型 L=6m5本	5 本	30 m	0.048 t/m	1.4 t		
	II	III型 L=7m1本、10m5本	6 本	57 m	0.06 t/m	3.4 t		
	III	IV型 L=10m5本	5 本	50 m	0.076 t/m	3.8 t		
	IV		本	m	t/m	0 t		
	V		本	m	t/m	0 t		
	VI		本	m	t/m	0 t	計	8.6 t

自動で入力されます。

記載要領

- この調書は、審査基準日時点で、県内に配備※している自社所有の災害時対応仮設資材（H形鋼、鋼矢板）について記入すること。
- 災害時対応仮設資材は審査基準日時点で自社所有（自社で所有しているもののみ）しているもので、工事の仮設資材と併用しているものも認める。但し、短い部材を溶接等で接合している場合等は認めない。
- 各災害時対応仮設資材の規格別に本数、実寸長さの合計、単位質量を記入する。評価基準となる規格以上で、記入例以外の資材を申請する場合は、適正な「単位質量」を使用すること。なお、その場合は備考欄に根拠となる資料名又は算出根拠を記入すること。
- 各「仮設資材別重量」は、「規格別重量」＝【長さ（実寸計）×単位質量】の総和とする。（小数第2位以下切り捨て）
- 資材保管基地（所在地）については、対応資材の主な保管基地（1箇所）に係る所在地を記入すること。

※ 県内に配備 … 次のいずれかに該当することをいう。

- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に常に配備されている。
- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に隣接する当該振興局管外（他府県を含む）の市町村に常に配備されている。



【 作成要領 】

- 1 事前に申請書を提出する建設部に災害時等緊急対応実績（申請）書（様式 第9号の4）を提出の上、認定を受けたものを添付すること。
  - 2 提出先と同一の振興局建設部及び海南工事事務所以外での対応実績で、契約書・工事写真・工事打合簿等の緊急対応した状況を証明できる資料がない場合は、発注者に「緊急対応を要請した内容等が確認できる証明資料」と「支出状況が分かる資料（支出票等の写し）等」の作成を依頼し、それを契約書等の代わりに、添付資料として提出すること。（認定は申請書を提出する建設部で行います。）
- ※ 対応実績は、一つの契約であっても、発注者からの緊急要請が複数あった場合は、緊急要請のあった工事毎に対応実績として、認められる場合があります。
- ※ 元請業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請業者も対象となります。